

# 宇佐市学校給食補助金交付要綱

令和6年3月25日

宇佐市告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の学校に通う児童及び生徒の学校給食に係る保護者の経済的な負担軽減を図り、もって子育て支援を推進するため、学校給食に係る経費に対して宇佐市学校給食補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童・生徒 宇佐市立学校給食センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第21号）第2条第2号に規定する小学校及び中学校並びに市内の特別支援学校（高等部を除く。以下「支援学校」という。）に在籍しているもの（当該月において、支援学校に在籍している者であって市外に住所があるもの及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者を除く。）をいう。
- (2) 児童 児童・生徒のうち小学校に在籍する者をいう。
- (3) 生徒 児童・生徒のうち児童を除く者をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は対象期間における児童・生徒に提供する学校給食の食材費の総額とし、当該対象期間に属する月ごと算定した基準額（次項に定めるところにより算定した額をいう。）の合計額を交付限度額とする。

2 前項の月ごとに算定する基準額は、当該月の児童・生徒（次の各号に該当する者（以下「日割り対象児童・生徒」という。）を除く。）の数に、児童にあっては4,200円、生徒にあっては4,700円を乗じて得た額の合計額と、日割り対象児童・生徒につき別表に定めるところにより算出した額の合計額とする。

- (1) 8月に小学校及び中学校並びに支援学校に在籍する児童・生徒
- (2) 3月に中学校及び支援学校中学部の3年生に在籍する生徒
- (3) 当該月の途中で転入又は転出した児童・生徒
- (4) 当該月に病気等で3日以上連続して欠食した児童・生徒
- (5) 修学旅行により、当該月に給食の提供が行われない日がある児童・生徒

(6) 学校行事（修学旅行は除く。）により、当該月に児童にあつては連続して2日以上、生徒にあつては連続して3日以上給食の提供が行われない日がある児童・生徒

(7) 前号までのほか、市長が認める児童・生徒

3 前項までの規定にかかわらず、他市町村の給食費補助制度等により学校給食費の補助又は免除を受けることができる場合の補助金の額は、前項までに定める補助金の額から当該補助又は免除の額を控除した額とする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の申請、請求、受領及び返還並びに交付決定及び当該決定の取消しに係る通知の受領の権限を、次の各号に定める運営委員会（宇佐市立学校給食センター条例（平成17年宇佐市条例第96号）第5条第1項に規定する宇佐市立学校給食センター運営委員会をいう。以下同じ。）に委任するものとする。

(1) 宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会

(2) 宇佐市立南部学校給食センター運営委員会

2 前項の規定による委任は、宇佐市学校給食補助金交付要綱等に係る委任状（別記第1号様式。以下「委任状」という。）を各小中学校、支援学校を經由して運営委員会に提出することにより行うものとする。

3 委任状は、補助対象者の児童・生徒が、同市立学校及び支援学校に在籍期間有効とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第2項の規定による委任状の提出を受けた運営委員会は、補助金の交付を申請する場合は、宇佐市学校給食補助金交付申請書（様式第2号）に児童・生徒の在籍していることが証明できる書類の写しその他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、年度を対象期間として行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、月又は複数月の単位を対象期間として行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、これを審査し、適正と認めるときは、宇佐市学校給食補助金交付決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第8条 運営委員会は、前条の規定により決定された内容を変更しようとする場合

は、宇佐市学校給食補助金交付変更申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、宇佐市学校給食補助金交付変更決定書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、運営委員会は、対象期間に既に交付された補助金の額が変更決定された補助金の額を超えるときは、当該超過支給額を返還しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 運営委員会は、第7条第1項又は前条第2項の規定により交付決定された補助金を請求する場合は、宇佐市学校給食補助金請求書（様式第6号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 運営委員会は、対象期間の末日から30日を経過する日までに、宇佐市学校給食補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の実績報告があったときは、これを審査し、補助金の額を確定し、宇佐市学校給食補助金額の確定通知書（様式第8号）により運営委員会に通知するものとする。
- 3 運営委員会は、前項の通知を受けた場合において、既に交付された補助金に過不足があるときは、速やかにこれを精算しなければならない。この場合において、補助金の不足交付額があるときは当該不足額を前条の規定に準じて請求し、超過交付額があるときは当該超過分を返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、運営委員会が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の支給決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合において、即ち当該取消しに係る部分に対する補助金を交付されているときは、当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
（宇佐市学校給食助成金支給要綱の廃止）
- 2 宇佐市学校給食助成金支給要綱（令和5年宇佐市告示第79号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

区分	交付限度額
(1) 8月に小学校及び中学校並びに支援学校在籍する児童・生徒	当該月において左欄に該当する児童・生徒1人につき児童にあつては240円、生徒にあつては270円に給食の提供を受けた日数を乗じて得た額の合計額
(2) 3月に中学校及び支援学校中学部の3年生に在籍する生徒	
(3) 月の途中で転入又は転出した児童・生徒	
(4) 当該月に病気等で3日以上連続して欠食した児童・生徒	左欄に該当する児童・生徒1人につき児童にあつては4,200円、生徒にあつては4,700円から、連続して欠食した4日目以後の日数に児童にあつては240円、生徒にあつては270円を乗じた額を減じて得た額の合計額
(5) 当該月に行われる修学旅行により給食の提供が行われない日がある児童・生徒	児童・生徒1人につき児童にあつては4,200円、生徒にあつては4,700円から、修学旅行又は学校行事により給食の提供が行われない日数に児童にあつては240円、生徒にあつては270円を乗じた額を減じて得た額の合計額
(6) 当該月に行われる学校行事（修学旅行は除く。）により、児童にあつては連続して2日以上、生徒にあつては連続して3日以上給食の提供が行われない日がある児童・生徒	
(7) 前号までのほか、市長が認める児童・生徒	当該月において左欄に該当する児童・生徒1人につき児童にあつては240円、生徒にあつては270円に給食の提供を受けた日数に乗じて得た額の合計額